

# 和水町町民憲章の解説

## 前文

和水町は、国指定史跡の江田船山古墳や田中城跡など数多くの歴史的文化遺産があり、古代・中世の時代から様々な歴史を積み重ねてきた地であります。

このような町に住んでいることを誇りに思い、町の更なる発展と現在生活を営んでいる人々、将来生活を営む人々の幸せを願って、その意義を示しています。

## 本文

### 一 恵まれた自然に感謝し 環境にやさしい 住みよいまちをつくります

本町には、平野部に美しい農村景観、山間部に豊かな森林があります。また、県内四大河川の一つ菊池川が流れています。

この恵まれた自然を後世まで大切に守り、自然の恩恵に感謝し共に生活していることを認識して、住環境を含め全ての環境を大事にしていきたいという願いを込めて井います。

### 一 ふれあいを大切にし 互いに支えあい 心豊かなまちをつくりま

人間が一人で生きていくことは難しいことです。多くの人々と関わって生活しています。

核家族化が進行する中、高齢者が多い町でもあります。子どもからお年寄りまでふれあいを大事にし、隣人に優しく接して心の輪を広げることがを願っています。

### 一 働く喜びと誇りをもち たくましく 活気にみちたまちをつくりま

心身ともに健康で働くことができることは、何よりも幸せなことです。

本町は、これまで農業を基幹産業として各産業を営んできました。産業構造の変化はあるものの、働けることに感謝し、町全体が生き活きしていることを願っています。

### 一 歴史と文化を尊び 創造する力を育み 魅力あるまちをつくりま

先人たちの残した文化遺産を重んじ、今まで積み重ねてきた文化を継承し、個性と創造力のある子どもたちが育っていくことを願っています。

### 一 笑顔と挨拶で 明るい未来をひらく 夢あふれるまちをつくりま

私たちが生活する上で、自然・居住環境、医療・福祉、産業経済、教育・文化・スポーツなど、あらゆる面で行政が関わっています。

地方分権の推進により、権限が移譲され自治体の自主的なまちづくりが可能となる一方、自治体が自らの決定と責任でまちづくりを進めることが求められています。今後は、行政だけが公共サービスを担うのではなく、住民、団体、事業者などの地域の構成員が、まちづくりの情報を共有し、役割を分担・協力し、知識・技術など、それぞれの特徴を活かしながらまちづくりに貢献する、いわゆる協働のまちづくりが必要です。

明るい笑顔と挨拶は物事のはじめ・協調性に欠くことができず、本文一つ目の条文から四つ目の条文を踏まえ、実現に向けて町民みずから参加・行動していく協働のまちづくりが進むことを願っています。